第九管区海上保安本部公示第52号

水路業務法（昭和25年法律102号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年11月5日

第九管区海上保安本部長

三盃　晃　（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名　　称　　新潟県柏崎地域振興局

住　　所　　新潟県柏崎市三和町5 番55 号

2　水路測量を実施する区域及び期間

区　　域　　柏崎港（下図に示すとおり）

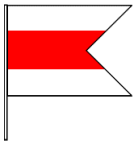
期　　間　　令和8年12月7日から令和9年2月28日 までのうち3日間

3　水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4　航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第６条に定める白紅白の標識を掲げる。





海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp）を加工して作成［海上保安庁(JCG),ESRIジャパン(Esri Japan)］